

2015 (平成27) 年8月17日

株式会社産業経済新聞社

代表取締役社長 熊坂 隆光 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省吾



〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL : 078-361-7201 FAX : 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 圓山茂夫 (明治学院大学法学部)

TEL : 03-5421-5209

再 申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年(平成20年)5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人は、下記の1のとおり、2014年3月10日、貴社に、新聞の訪問販売における購読契約書について改善されるように申入れを行い、これに対して、貴社は、2014年4月15日、申入れに沿った形で検討や指導をしていく旨の回答をされました。しかし、2015年7月に至っても、貴社は条項を変更されずに従前の条項を使用されていると見受けられます。

このほか、下記の2のとおり、貴社のウェブサイトに掲載されている継続購読条項に問題があり、削除が必要であると考えられます。

よって、以上の点を改善されるように再度申入れいたします。

ご回答は、本書面の到達後1ヶ月以内に文書にていただくようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

1. 2014年3月以降の経緯

(1) 当法人の2014年3月10日の「申入書」の内容

当法人が2014年3月10日に貴社に申入れた事項は次のとおりです（詳細は別紙1の「申入書」を参照）。

① クーリング・オフの告知条項の改善

貴社の「産経新聞グループ紙購読契約書」の「クーリング・オフのお知らせ」欄には、クーリング・オフの効果について、次のとおり記載されていた。

この場合、①損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに配達された新聞の引取りに要する費用の支払い義務はありません。③すでに代金の一部又は全額を支払っている場合は、速やかにその金額の返済を受けることができます。

これを、特定商取引法の契約書面の記載義務に従い、消費者がクーリング・オフを行使した場合、事業者は商品の使用利益を請求できないこと、すなわち、消費者は配達された新聞を読んだ利益（新聞代金）の支払いを請求されることはないことを記載するよう改めること。

② 中途解約時の清算条項の改善

貴社の「産経新聞グループ紙購読契約書」の特記事項欄には、月の途中で解約した場合の清算について、次のとおり記載されていた。

1. 月の途中において購読の開始又は終了若しくは中止がなされる場合は、当該月の購読料は月額購読料を日割り計算とします。

日割り計算方式は月額購読料の範囲内で、実際の購読日数に1部売り単価を乗じた額。「計算式：実配日数×1部売り単価＝請求金額（ただし月額購読料を超えない）」

この「実配日数に1部売り単価をかける計算方式」による清算条項は、新聞購読者に一部売り単価が知られておらず契約条項としての効力が疑問であるうえ、特定商取引法の契約解除時の金銭支払額の上限に違反する可能性が高いと思われるため、同法に沿った清算条項に改めること。

③ 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

貴社の販売店が当ガイドラインを遵守するよう徹底されて、勧誘や解約に関するトラブルの発生を防止されること。

(2) 貴社のご回答

(1)の申入書に対して、貴社が2014年4月15日に回答された内容は次のとおりです（詳細は別紙2の「申入書に対する回答」を参照）。

① クーリング・オフの告知条項の改善申入れについて

(回答) 弊社契約書のクーリング・オフのお知らせの中の「②既に配達された新

聞の引き取りに要する費用の支払義務はありません。」の一文に、新聞代も含まれていると考えます。しかし、今後については新聞代費用の負担がない旨を入れるよう検討して参ります。

② 中途解約時の清算条項の改善申入れについて

(回答) 今後、日割り計算については、1か月の購読料÷日数×購読した日数で対応する考えで指導して参ります。

③ 日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」の徹底について

(回答) ガイドラインに沿って指導して参ります。

(3) 現在も貴社が従前の条項を使用されていると見受けられる点

① 貴社の新聞販売店が2015年3月に消費者に交付した購読契約書には、上記(1)の①②で指摘した、従前の条項が記載されていました。

② 貴社の新聞販売店が2015年4月に兵庫県内の消費者に新聞購読を勧誘した際の購読契約書には、上記(1)の①②で指摘した、従前の条項が記載されていました。

③ 2015年7月現在、貴社のウェブサイト「西日本にお住まいの方(大阪本社発行区域)」の「重要 購読お申し込みの前に」の画面の「日割り計算方式について」には、上記(1)の②で指摘した、従前の清算条項が記載されています。

2. 貴社ウェブサイトに掲載されている継続購読条項について

2015年7月現在、貴社のウェブサイト「西日本にお住まいの方(大阪本社発行区域)」の「重要 購読お申し込みの前に」の画面の「特記事項」には、次の条項が記載されています。

● 購読契約期間中に購読者が引越し等住居移転をされる場合は、移転先の販売所から継続して購読することとします。

新聞の購読契約では、販売店の債務の中に、消費者宅に配達することも含まれています。消費者が購読契約をした新聞販売店の配達地域内に転居した場合は契約が継続すると思われませんが、消費者が配達地域外へ転居した場合は、当該販売店が消費者宅に配達することができなくなり契約の続行が事実上困難となるため、契約が終了するものと考えられます。ところが、上記の条項は、配達地域外に転居した場合に転居先の産経新聞販売店と購読契約を結び直すことを強制するもので、民法ルールと比べて、消費者の義務を加重する条項であると考えられます。

また、日本新聞協会と新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」は、解約に応じるべき場合として「購読が困難になる転居」を挙げており、同ガイドラインの規定に反すると考えられます。

このため、この継続購読条項を削除すべきであると考えます。

3 再度申入れをする事項

- (1) 貴社は、2014 年 4 月に上記 1 (2) の「申入書に対する回答」で示された対応方針を至急実施されること
- (2) 貴社は、上記 2 の継続購読条項を削除されること

(注) 1 (3) と 2 で挙げた貴社のウェブサイト「西日本にお住まいの方（大阪本社発行区域）」の「重要 購読お申込みの前に」の URL は、<http://www.o-sankei-hanbai.com/shinki.html> です。